

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	4頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	5頁
	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	5頁

### お 知 ら せ

平成19年3月23日付け三重県公報第1865号に「公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」他の合同規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（特別支援学校勤務手当）」に改め、同条第一項中「特殊学校勤務手当」を「特別支援学校勤務手当」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十八条第一項の表中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第四号）の一部を次の

ように改正する。

第一条の三第一項中「盲学校、<sup>ろう</sup>聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第十三条の三第一項及び第二項を次のように改める。

条例第二十二條の二第一項の規定により規則で指定する職は、別表第六の上欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職とし、当該職に係る管理職手当の区分は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる区分とする。

2 前項に規定する職を占める職員のうち地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次項において「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額を、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（次項において「当該職の区分」という。）に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額とする。

第十三条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額を、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第十三条の四第一項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

「度会郡南伊勢町立宿田曾小学校

別表第二中 度会郡南伊勢町立高津小学校 を「度会郡南伊勢町立宿田曾小学校」に、「北牟婁郡紀伊長島度会郡南伊勢町立東小学校

町立赤羽中学校」を「北牟婁郡紀北町立赤羽中学校」に改め、同表備考中「平成十八年四月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

別表第三中「度会郡南伊勢町立吉津小学校」を「度会郡南伊勢町立南島西小学校」に改め、同表備考中「平成十八年四月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十三条の三関係）

学校の種類	職	区 分
小学校及び中学校	校長	三種（県委員会が人事委員会と協議して別に定める校長の職にある者にあつては、一種又は二種）
	教頭（教育長が特に認める場合を除き、学級数五以下の小学校及び学級数二以下の中学校の教頭を除く。）	四種（県委員会が人事委員会と協議して別に定める教頭の職にある者にあつては、三種）
高等学校及び特別支援学校	校長	三種（県委員会が人事委員会と協議して別に定める校長の職にある者にあつては、一種又は二種）
	教頭	四種（県委員会が人事委員会と協議して別に定める教頭の職にある者にあつては、三種）
	事務長	四種（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、三種）

備考 特に困難な業務を行う事務長の職とは、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第二十一号）別表第一行政職給料表級別標準職務表六級に規定する職務の職（県委員会が人事委員会と協議して別に定める事務長の職に限る。）をいう。

別表第七の手当額の欄中「六十円」を「七十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表を別表第九とし、別表第六の次に次の表を加える。

別表第七（第十三条の三関係）

一 高等学校等教育職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
4 級	一 種	78,700円
	二 種	68,900円
	三 種	59,000円
3 級	三 種	56,000円
	四 種	46,700円

二 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
4 級	一 種	74,100円
	二 種	64,800円
	三 種	55,600円
3 級	三 種	53,100円
	四 種	44,200円

三 行政職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
6 級	三 種	50,700円
	四 種	42,200円
5 級	四 種	39,500円

別表第八（第十三条の三関係）

一 高等学校等教育職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
4 級	一 種	68,000円
	二 種	59,500円
	三 種	51,000円
3 級	三 種	41,500円
	四 種	34,600円

二 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
4 級	一 種	66,300円
	二 種	58,000円
	三 種	49,800円
3 級	三 種	40,700円
	四 種	33,900円

三 行政職給料表

職務の級	区 分	手 当 額
6 級	三 種	38,500円
	四 種	32,100円
5 級	四 種	29,500円

密 記  
(横江親正)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十二條の二第一項の規定により規則で指定する職を占める職員のうち、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(次項において「新規則」といふ)第十三條の三の規定による管理職手当(以下「手当」といふ)の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該手当の月額のほか、当該手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を手当の月額として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいふ。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」といふ)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に規定する別表第六の職欄に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める支給割合(以下「旧支給割合」といふ)に相当する新規則別表第六の区分欄に掲げる区分(旧支給割合が百分の十六は一種を、百分の十四は二種を、百分の十二は三種を、百分の十は四種をそれぞれ相当する区分とする。)に対応する同表に掲げる職を占める職員をいふ。第三号において同じ。)又は上位区分相当職員(旧支給割合より高い区分に相当する新規則別表第六の区分欄に掲げる区分に対応する職を占める職員をいふ) 同日にその者が受けていた手当の月額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧支給割合より低い区分に相当する新規則別表第六の区分欄に掲げる区分に対応する職を占める職員をいふ。第四号において同じ。) 同日に当該旧支給割合より低い区分に相当する新規則別表第六の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い区分に相当する新規則別表第六の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる手当の月額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して認める職員 前各号の規定に準じて三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して認める額

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正  
三重県教育委員会規則

する。

第七条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則第二十一号 三重県教育委員会規則）

の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならぬ。

別表第三の表中「専非校、職非校又は職講非校」を「又は特別支援非校」に、「専非校、職非校併しくは職講非校」を「特別支援非校」に改め、同表の備考中「以下「改正法」といふ。」を削り、同表の備考を同表の備考一とし、同表の備考に次のように加える。

2 非校<sup>30</sup>専<sup>30</sup>非<sup>30</sup>併<sup>30</sup>の一項を改正する法律（平成十八年法律第80号）による改正前の非校<sup>30</sup>専<sup>30</sup>非<sup>30</sup>併<sup>30</sup>の規定による<sup>30</sup>専<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校、<sup>30</sup>職<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校又は<sup>30</sup>職<sup>30</sup>講<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校の専<sup>30</sup>攻<sup>30</sup>卒、<sup>30</sup>専<sup>30</sup>攻<sup>30</sup>部又は<sup>30</sup>専<sup>30</sup>攻<sup>30</sup>部を卒業した者については、この表中「特別支援非校」とあるのは、「<sup>30</sup>専<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校、<sup>30</sup>職<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校又は<sup>30</sup>職<sup>30</sup>講<sup>30</sup>非<sup>30</sup>校」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則第二号 三重県教育委員会規則）の一部を次のように改正す

る。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第二項関係）

文編番号	支給地域
五分の十四	別に定める地域
五分の十二	
五分の十一	
五分の十	
五分の八	
五分の七	
五分の六	
五分の五	
五分の四	
五分の三	
五分の二	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。